

令和7年第3回九戸村議会定例会決算審査特別委員会

令和7年9月11日（木）

午前10時 開議

場所 常任委員会室

◎審査日程（第5号）

日程第1 議案第14号 令和6年度九戸村水道事業会計決算認定について

議案第15号 令和6年度九戸村下水道事業会計決算認定について

日程第2 総括質疑

【令和6年度一般会計・特別会計・公営企業会計の全会計】

◎出席委員（11人）

1番	大崎	優一	君	8番	岩	渕	智幸	君
2番	久保	えみ子	君	9番	保	大木	信子	君
3番	渡	保	男君	10番	古	舘	巖	君
5番	中	村	國夫君	11番	川	戸	茂男	君
6番	坂	本	豊彦君	12番	桂	川	俊明	君
7番	上	村	昇君					

◎欠席委員（1人）

4番 高崎 覺志 君

◎説明のため出席した者の職氏名

村	長	大久保	勝彦	君
副	村	長	岩崎	一弘君
教	育	長	高橋	良一君
総	務	課	長	野辺地
村	づくり	推進	課	長
会	計	管	理	者
兼	税	務	住	民
保	健	福	祉	課
産	業	振	興	課
地	域	整	備	課
上	下	水	道	課
兼	水	道	事	業
教	育	次	長	
			松	浦
			拓	志
				君

◎職務のため委員会室に出席した事務局職員の職氏名

事	務	局	長	柳	平	善	行
主			任	山	本	猛	輝

◎開議の宣告（午前 10 時 00 分）

○委員長（中村國夫君） おはようございます。

ただ今の出席委員は、10 人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

なお、4 番、高崎覺志委員から欠席の届け出がありました。

これから、本日の会議を開きます。

◎審査日程の報告

○委員長（中村國夫君） 本日の審査日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎議案第 14 号から議案第 15 号までの個別審査

○委員長（中村國夫君） それでは、本日の審査日程に入ります。

これから、議案第 14 号「令和 6 年度九戸村水道事業会計決算認定について」および議案第 15 号「令和 6 年度九戸村下水道事業会計決算認定について」の個別審査を行います。

特徴的な歳出や増減の大きかった項目等について、各担当課長から説明をいただきたいと思います。

水道事業所長

○水道事業所長（下高山朋徳君） それでは、水道事業会計決算についてご説明を申し上げたいと思います。水道事業会計決算書 11 ページをご覧くださいと思います。初めに、令和 6 年度九戸村水道事業報告書でございますが、水道事業の経営状況について、簡単にご説明をさせていただきたいと思います。こちらのページ「(2) 経営指標に関する事項」をご覧くださいと思います。経営の健全性を示す経常収支比率、こちらが 124.08%となり、100%以上であることから経営は黒字となっております。また、事業に要する費用を給水収益で賄えていることを示す料金回収率、こちらが 124.69%となり、こちらも 100%以上であることから、現状の費用であれば水道料金で賄えている状況でございます。しかしながら、償却資産の減価償却の状況をあらわす有形固定資産減価償却率は 59.29%で、年々法定耐用年数が近づいている状況にあります。また、法定耐用年数の 40 年を経過した管路延長を示す管路経年化比率は 15.76%となり、令和 6 年度に更新した管路延長につきましては、0.0%と管路の更新ができていない状況でございます。このことから、今後の経営戦略、今後は、経営戦略に基づきまして、管路や施設の更新需要を視野に料金改定を検討する必要があります。次ページ以降には工事、業務、会計に関する資料がございますので、後ほどお目通し願います。

それでは次に、水道事業会計決算書 23 ページをご覧くださいと思います。水道事業収益費用明細書でございます。まず収入ですが、10 款水道事業収益は前

年度と比較しまして490万3,631円減の1億3,192万9,422円となっております。主なものは、10款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、1節水道使用料ですが、前年度と比較しまして87万1,486円減の1億1,342万6,711円となります。同項3目その他営業収益、1節負担金195万円のうち189万円は、消火栓の維持管理負担金として一般会計よりご負担いただいております。同項4目雑収益、1節その他雑収益61万7,000円は、貸倒引当金の未使用分を営業外収益の雑収益として経理処理したものでございます。

次に、決算書24ページをご覧ください。支出でございますが、11款水道事業費用は、前年度と比較しまして332万3,003円減の1億642万8,404円となっております。主なものは、11款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び給水費、17節委託料592万2,030円のうち、571万6,000円は、水道法で定められている原水及び浄水の水質検査委託でございます。こちらに関しましては、先日ご質問をいただきました、ピーファスの関係の調査をしたところでございます。次に、同目20節、修繕費836万5,000円のうち、390万円は上戸田ポンプ場、360万円は細屋ポンプ場において、安定的な運転管理を図るために実施した操作盤等の機器の修繕を行ってございます。同項2目配水及び給水費、17節委託料の145万円は漏水調査業務委託料として、専門業者に漏水調査を委託したものでございます。同目20節修繕費398万6,211円のうち293万1,300円は、計量法で定められている水道メーター交換に係る費用でございます。同項4目総係費、17節委託料268万5,868円のうち207万468円はメーター検針委託料、37万4,400円は電気工作物の点検委託料に係る費用でございました。同項5目減価償却費、1節有形固定資産減価償却費は、5,329万9,173円となっております。

次に、26ページをご覧ください。資本的収入支出明細書でございます。まず収入ですが、12款資本的収入は前年度と比較しまして、9,123万9,000円の増の1億1,273万5,000円となっております。主なものは、12款資本的収入、1項1目1節企業債5,930万円および5項1目出資金、1節一般会計出資金4,400万円。この二つは、宇堂口高度浄水施設建設工事に係る財源として、収入してございます。

次に支出でございますが、13款資本的支出は前年度と比較しまして、8,642万676円の増、1億6,486万7,697円となっております。主なものは、13款資本的支出、1項建設改良費、1目施設改良費、17節委託料2,056万1,200円は、経営戦略策定業務に470万円。宇堂口配水池詳細設計に、1,649万1,200円に係る委託料でございます。同目35節工事請負費9,846万1,000円のうち8,690万円は、宇堂口高度浄水施設建設工事、695万2,000円は消火栓更新工事、460万9,000円は低区配水池流入流量計更新工事でございます。13款資本的支出、1項建設改良費、4目営業設備費、57節車両運搬具購入費229万7,287円は、施設点検に要する車

両の老朽化に伴い更新したものでございます。水道事業決算についての説明は、以上となります。

続きまして、下水道事業会計決算についてご説明を申し上げます。初めに決算書 12 ページをご覧くださいと思います。今回が公営企業会計となって、初めて下水道事業決算となりますことから、下水道事業報告を説明をさせていただきたいと思います。「1 概況」、「(1) 総括事項」ですが、下水道事業は令和 6 年 4 月 1 日から公営企業法の財務会計に関する規定など、一部を適用する公営企業会計に移行しております。それに伴いまして、令和 5 年度決算までお示ししておりました農業集落排水特別会計および下水道事業特別会計につきましては、令和 6 年度決算より下水道事業会計に一本化した決算書となっております。

それでは下段の「(2) 経営指標に関する事項」のところで、ご説明させていただきます。経営の健全性を示す経常収支比率は 166.35% で、100% を超えていることから経営は黒字となっておりますが、使用料水準の妥当性を示す経費回収率は 35.7% で、使用料で費用を賄えず一般会計からの収入により、補助金により、費用を賄っている状況でございます。短期的な債務に対する支払い能力を示す流動比率は 64.82% で、1 年以内に現金化できる資産で、1 年以内に支払う債務を賄っていない状況でございます。このことから今後、料金改定を視野に入れて事業運営をしていく予定でございます。次ページ以降に工事、業務、会計については、お示ししておりますので、お目通しを願います。

次に、下水道事業会計決算書 18 ページをご覧ください。収益費用明細書でございます。まず収入ですが、款、下水道事業収益は 2 億 7,151 万 7,419 円となっております。主なものは、款、下水道事業収益、項、営業収益、目、節、下水道使用料は 2,760 万 7,780 円となっております。同款、項、営業外収益、目、節、他会計補助金 1 億 5,776 万 7,823 円は、公営企業会計移行に伴いまして、減価償却費および企業債元利償還金等に充てるため一般会計から補助をいただいております。

次に、19 ページをご覧ください。支出でございますが、款、下水道事業費用は 1 億 6,439 万 1,061 円となっております。主なものは、款、下水道事業費用、項、営業費用、目、管きよ費、節、委託料 689 万 9,200 円は、マンホールポンプ保守点検業務および電気工作物の保安業務委託でございます。同項、目、処理場費、節、委託料 1,965 万 6,805 円のうち 1,116 万円は、浄化センター維持管理業務となります。254 万円は、農業集落排水の委託管理業務となります。その他、浄化センター水質分析、汚泥の処理に係る委託料でございます。

続きまして、20 ページをご覧くださいと思います。同項、目、減価償却費、節、有形固定資産減価償却費 9,127 万 3,387 円は、建物構築物等に関する有形固定資産の減価償却分でございます。また、同目、節、無形固定資産減価償却費 514

万 5,676 円は、ソフトウェアや固定資産調査等無形固定資産に関する減価償却分でございます。項、特別損失、目、その他特別損失、節、その他特別損失 117 万 5,200 円は、公営企業会計移行に伴う令和 5 年度分の賞与引当金および消費税でございます。

次に、お隣の 21 ページをご覧くださいと思います。資本的収入支出明細書でございます。まず収入ですが、款、資本的収入は 994 万 4,000 円となっております。款、資本的収入、項、企業債、目、節、建設改良債 610 万円は、マンホールポンプ場の設備更新工事および浄化センター長寿命化工事に係る財源として、借り入れを行っております。同款、項、補助金、目、節、国庫補助金 384 万 4,000 円は、建設改良債と同様の工事に係る財源として、補助金を収入しております。

次に、下段の支出でございますが、款、資本的支出は、1 億 725 万 3,899 円となっております。主なものは、款、資本的支出、項、建設改良費、目、処理場建設改良費、節、工事請負費 852 万 5,000 円はマンホールポンプ場の設備更新、自動通報装置の設置、浄化センター計器ホッパー長寿命化に係る工事でございます。同款、項、企業債償還金、目、節、建設企業債元金償還金 9,629 万 7,331 円は、投資的事業により借り入れた企業債元金の償還金でございます。同款、項、企業債償還金、目、節、その他企業債元金償還金 101 万 2,568 円は、ソフトウェアなど無形固定資産に係る償還金でございます。下水道事業会計決算についての説明は、以上となります。

○委員長（中村國夫君） それでは、個別審査を行います。質疑ありませんか。
ございませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 質疑がないようでございますので、これで、議案第 14 号「令和 6 年度九戸村水道事業会計決算認定について」および議案第 15 号「令和 6 年度九戸村下水道事業会計決算認定について」の個別審査を終わります。

なお、質疑漏れ等は、総括質疑の際にお願いいたします。

ここで若干 10 分間、10 時 30 分まで休憩いたします。よろしく申し上げます。

休憩（午前 10 時 20 分）

再開（午前 10 時 28 分）

◎議案第 7 号から議案第 15 号までの総括質疑

○委員長（中村國夫君） 会議を再開いたします。

ここで、各委員にお諮りいたします。午後予定されております総括質疑を繰り上げて実施したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） ご異議がないようでございますので、繰り上げて実施さ

せていただきます。

個別の審査が終わっております。総括質疑に入る前に、資料要求資料のNo.10 およびNo.11 の内容について、各担当課長から説明をお願いいたします。

総務課長

○総務課長（野辺地利之君） それでは、資料要求のありました資料No.10 について、説明をさせていただきます。こちらは、「公有財産の貸付状況」でございます。令和2年度から令和6年度までの5年間分ということで出させていただきます。契約者、名称、種別、面積、用途、貸付金額ということで載せさせていただきます。主なものは、継続しているものがほとんどでございますが、単年度のみのもの中にはございます。ご確認をいただきたいと思っております。簡単ですが説明は、以上でございます。

○委員長（中村國夫君） 税務住民課長

○税務住民課長（大崎篤史君） それでは、資料の11 をご説明申し上げます。「雑種地の課税状況」ということでございまして、まず、1平方メートル当たりの課税標準額最高値のものと主な所在、4,550 円の伊保内11地割地内ということ。主にふれあい広場付近にあります。最低は4円ということで、村内全域に点在しております。沢沿いですとか、山際のほうに多く見られている状況でございます。以上でございます。

○委員長（中村國夫君） 村づくり推進課長

○村づくり推進課長（川原憲彦君） それでは資料、一番最後のほうに添付しております。ご覧いただきたいと思っております。7款商工費、1項商工費、1目商工業振興費のうちの18節、九戸村観光協会運営補助金456万円の内訳ということで、観光協会の支出に係る内訳ということで、資料を提出しております。ご覧いただきたいと思っております。それでお話がありました事業費でございます。下の支出の部の中段ですけれども、事業費におきまして花火大会の事業費が大半で270万円。そしてその上に九戸まつり事業費ということで、102万2,307円が九戸まつりとなっております。さらにその中身といたしましてポスター、チラシの部分で17万6,000円と、交通警備で37万5,330円。これは警備保障等の会社等頼んでいる部分の支出等もでございます。そして、ふれあい広場におけるステージの設置あるいは撤去、また、ステージの出演料等を含めまして47万977円となっているところでございます。また、ご質問の中でお祭りの運営に係る、各団体が大変だというお話をいただいております。その点で申し上げますと、下の補助金をご覧いただきたいと思っております。九戸まつり参加団体助成ということで、2万円掛ける8団体ということで支出をしている状況です。そして今年度、令和7年度につきましては、その2万円を4万円に増額をして支援を行ったところでございます。今後の状況を見ながら、支援につきましては、どの金額が妥当かというのはちょっと、

今の段階では計りかねますけれども、状況等を見ながら必要であれば増額等予算措置等はする必要があると考えているところでございます。以上です。

- 委員長（中村國夫君） ありがとうございます。これから議案第7号「令和6年度九戸村一般会計歳入歳出決算認定について」から、議案第15号「令和6年度九戸村下水道事業会計決算認定について」までの9件について、総括の質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、渡 保男委員

- 3番（渡 保男君） 先ほど村づくり推進課のほうから説明いただきましたあれですけども、九戸まつり実行委員会に270万ぽつとあげて、それが花火大会だけにいくというのであれば、実行委員会はいらないんじゃないかと思うんだよ。その辺はどう思いますか。

- 委員長（中村國夫君） 村づくり推進課長

- 村づくり推進課長（川原憲彦君） 九戸まつり実行委員会につきましては、各団体、商工会、文化協会、あるいは警察なり、実際にお祭りを実施する上で必要な団体等の意見調整の場ということで、団体を設置しているということでございます。ただ、その予算の流れ的には、メインがその花火になっているということもございますけれども、組織としては、このまま継続をさせていただきたいと考えております。

- 委員長（中村國夫君） 3番、渡 保男委員

- 3番（渡 保男君） そういう組織として必要だと思うけども、祭りをやるに必要なっていう話でしたけども。この前も申し上げましたように、交通安全、母の会等が入っていて、踊りの団体は、そういう役員に入っていないってのを、見直すべきではないかなと思います。どうでしょうか。

- 委員長（中村國夫君） 村長

- 村長（大久保勝彦君） 戸田は、神明宮祭典実行委員会。戸田の神明宮の総代会が中心となって、地元の郷土芸能とかいろいろ調整しております。それで、以前にもそういうお話があった部分で、戸田のお祭りが今年あったわけなんですけども、3年前もそのとおり、そういうふうなことを戸田でもお話し、お祭りの部分の団体をその実行委員会に入ったらいいんじゃないか、入れたらいいんじゃないかというふうなお話もありますよというふうな部分あったんですが、それは戸田ではですね、そこは地元のお祭りというふうな部分の中でやっておるので、そのまま実行委員会に入るということには否定的な声が、戸田は多かったです。それで、伊保内につきましても、本来、熊野神社の祭典ということでございますので、その部分については、やはり熊野神社の総代の皆さん、あるいは世話役の皆さん、その会があると思いますので、その部分でそのお祭りがどういうふうなかたちが

いいのかどうかというのを、検討していただくのがいいのではないかなというふうに、私は、今のところ思っております。いろいろご意見があると思いますけども、時代に合わせて、その辺の運営の仕方とか、いろいろ声があると思いますので、今回も令和7年度の九戸まつり、戸田含めてやらせていただきましたので、これから、今年の総括をする会議がございますので、併せてその辺、多分また意見がたまる機会があると思いますので、いろいろお話を伺いながら検討をさせていただきたいというふうに思います。

(「休憩、お願いします」の声あり。)

○委員長(中村國夫君) 休憩いたします。

休憩(午前10時38分)

再開(午前10時40分)

○委員長(中村國夫君) 会議を再開いたします。

質疑ありませんか。

7番、上村 昇委員

○7番(上村 昇君) ふるさとの館の湯っこについての、まずは、最近の利用状況をお知らせください。

○委員長(中村國夫君) 村づくり推進課長

○村づくり推進課長(川原憲彦君) ふるさとの館、その経営状況ということで、ちょっとお話をさせていただきたいと思います。令和5年度の売り上げが、2,572万6,973円。そして、令和6年度は2,773万2,923円と、売り上げのほうは伸びております。これにつきましては、コロナ禍が収束したということ等があることから、お風呂にしろ、そして宿泊にしろ、増えている状況にはあるということでございます。ただ、実際の経費の部分についても、やはり燃油高騰ということで、実際的には、昨年度と比較して143万2,000円は、収益は増となっているところでございます。ただ今般、補正等もお願いしているところですが、実際その施設の修繕、大規模修繕等が相当額出てきておりますので、実際的には相当運営は厳しいということの状況となっております。

○委員長(中村國夫君) 7番、上村 昇委員

○7番(上村 昇君) 私は、お聞きしたいのは、本音はですね、最近、盆あたりから、ちょっとそれ前からかな、「利用者がすごく減ってきているな」と、自分なりに思っております。というのは、やはり、あそこの玄関の戸を開けて入った瞬間、あれは、接待業ですか、フロントは。その方々たちが入れ替わり、一般の方が入っている。これは、どなたが入ってもよろしいと思うんですが、やはりそういうところで、この接待業というのは、人をやっぱり気持ちを悪くさせることも簡単にできるし、そういうできる人はいる、いないも、やっぱり人によってある

と思うんですけども。誰とも言わないけども、最近、4人ぐらいは交代しているんですよ。あそこに、フロントに、交代して。ある、あそこの人から聞いたら、「職員はあまりいないで、一般の方を利用しろ」と言われたとあって、私が聞いたら、言われたんですけども。まず、ここで、本当は立って、こうやって見せたいですけども、「いらっしやいませ」。何も、帰りも、来ても、地元の人であればいいですよ。まず、分かっているから。山を越えて、いろんな人も、「ここが、風呂がいいな」って来てくれている人たちに対して、「ありがとうございました」というのもないで、ずるずる行ったり来たり、見ている、座って見ていると。そういうことも、多々見受けられました。そこで、やっぱりあそこにいるフロントに立つ人は、あっちのオドデ館であれ、ここであれ、やっぱり鏡だから、夏はTシャツとか、ネームを入れて、何かは、そろえる必要があるのかな。昔のその辺の、銭湯の番頭じゃないですからね。やっぱり、そういうことも必要ではないのかなと、今、思っておりますので、このことについては、ぜひとも知っていただきたいと思っております。

あとそれから、これから冬になるんだけど、除雪のことについても、あそこは、私どもは屋形場の登り口から、もう館の分ではないのかなと、思っておるんですけども。スキー場の分は、こっちだ、建設課ですか、昔の。こちらは館の分だとか、押して行って、残ったりしているんですよ。あれ、また、汚いな。何でここまで来ていて、ここの分をやらないのかな。まあ、館の食堂のほうのお母さんたちにすれば、「ここはそっちでって言って、片付けてくれない」とか、やっぱり、お客様が出入りする場所は、「誰の担当だ」とかでなく、やはりお互いに、村、役場が話してやるべきではないのかなと思っております。含めて、入り口からの最後までのもり面、草丈が伸びたら「誰が刈るんだ」でなく、やっぱり刈る人がないときは、人材センターを頼んでまでも、やっぱり、いつでも環境的にいようにやってもらって、人を迎えるというのが筋ではないかなと、こう思っておりますので、今後とも、ひとつその辺を勘案しながら対応していただきたいと思っております。

○委員長（中村國夫君） 村づくり推進課長

○村づくり推進課長（川原憲彦君） ありがとうございます。まず、受付とか、対応の問題ですけども。これは前から、ご指摘いただいた案件でございます。村で、今年度、研修会等をやった際にも、公社の職員も出席いただきたいということで、何人か出席させていただいております。また、今、公社の職員、人数減っていつている状況にありまして。亡くなられた方もあったりということで、あるいは産休等から戻ったんですけども、なかなかお子さまの状態で休みがちということもあって、なかなか館のほうで運営が厳しいということで、人事異動を再三、行っている状況でございます。

あと宿泊についても、多分ご覧なっただと思いますけれども、シルバー人材についても風呂の掃除等も厳しいとか、あるいはベッドのメイキングも派遣できないというようなことがあって、その辺も人材的に回らなくなっているということで、広報等で募集はかけたところではございます。いずれ人が、ちょっと見つけるのが大変になってきているという状況がありますので、その辺については、もし、誰かいい人等いるのであれば、ご紹介のほういただきたいと思います。

また、除雪の件でございますけれども、除雪については内部の問題もありますので、その辺を調整しながら、また今年ちょっとスキー場のほうもどうなるかっていうのもあると思いますので、その辺も含めまして、スキー場の関係も含めて除雪体制については、万全を期したいと思います。

また、草刈りにも、ちょっと入口の所が見えなくなったりしているようなときもありますので、早期に対応できるようにしていきます。ありがとうございました。

○委員長（中村國夫君） 7番、上村 昇委員

○7番（上村 昇君） ありがとうございます。風呂の場合はですね、「人が見つからないから、掃除は、清掃はいいんだ」とか、長引いて1カ月に1回とかでは、大変なことだと思います。もう、自分も行っても、すぐ感じているんです。すってんころりんと、やるような状態のときもございます。やはりそういうときは、人を見つけられないときは、「今日は、午前中は休みですよ。清掃のため」とかやって、やはり常にその辺は気を使って、やっていたかかないと。事が起きてからでは、大変なことになると思いますので。確かに見ていると、募集かけても清掃のほうもやる人がいない。部屋のほうもやる人がいないとあって、いうようになっていくみただけでも、いずれ、それで済ませるわけにはいかないと思いますので、やはり、常に健康管理に目を向けて、ひとつ対応をしていただきたいと思います。終わります。

○委員長（中村國夫君） 村長

○村長（大久保勝彦君） 総合公社の部分でございました。議員さんおっしゃるとおりですね、ふるさとの館、村内唯一の宿泊温泉施設ということでございます。また、オドデ館につきましても、九戸インターからの村の玄関口ということで、大変、村内外の方々からご利用いただいているということで、その部分については本当に十分、お客さんをお迎えするといった部分の中で、十分そこを詰めていきたいというふうに思っておりました。そういう部分については、社長の私の責任というか、そこらがあると思いますので、しっかりと今、ご意見いただいた部分を、1歩でも2歩でも改善するように努めていきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○委員長（中村國夫君） 7番、上村 昇委員

○7番（上村 昇君）　　そういうことで、この接待業については、入れ替わりがあると思うんで、これはしょうがない。が、しかし、やはり1時間でもいいからこの専門家を頼んで、「礼に始まって礼に終わる」っていうようなことを、少し訓練かな、やって臨んでいったらいいのかなと思って、自分はいます。よろしくお願いします。終わります。

○委員長（中村國夫君）　　村長

○村長（大久保勝彦君）　　ただ今の、意見をいただきました。十分検討させていただきます。なるべく、利用者の方々が満足度を高めていくというふうなことで進めていきたいと思っておりますので、少しお時間をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（中村國夫君）　　ほかに、質疑ありませんか。

6番、坂本豊彦委員

○6番（坂本豊彦君）　　今定例会で、地域の方から質問なり、どう考えているのか、聞いていただきたいということの2点の要望がございましたのでお聞きします。まず最初に、成果の77ページに、施設管理運営費について、これは浅水課長になりますか。ふるさとセンターのことで地区から要望がございましたが、構築物には、計画性を持って、年次計画に沿って維持しておると思いますが、江刺家ふるさとセンターが、10年ぐらい前から外壁等の塗装が落ちたり傷んだりの予算措置をして修繕したほうがいいのではないかと、再三お話をしていましたが、今どうなっているのかと。もう40年、50年近くなりますが、維持管理はどうなっているのか。ふるさとセンターだけではないと思っておりますが、今の計画の状況をお知らせいただきたいと思っております。

○委員長（中村國夫君）　　産業振興課長

○産業振興課長（浅水 渉君）　　ありがとうございます。江刺家ふるさとセンターの、なんて言いますかね、外壁が古くなってきておるっていうのは、地域の方からもご指摘をいただいております。いったん見積もりを、ちょっといただいたんですが、金額がちょっと大きくてですね、ちょっともう一度しっかり見て、当初でちょっと対応、まずは外壁をしようかなというところで、今、進めておりました。で、今回の9月の予算補正のほうに、外の水道の漏水だとか、そういう細かいところはちょっと今、先に直させていただいて、いこうかというところで進めているところです。

○委員長（中村國夫君）　　6番、坂本豊彦委員

○6番（坂本豊彦君）　　分かりました。あともう1点、お伺いしたいと思います。もう1点は、国民健康保険税について、高額医療費のことについてお伺いをいたします。昨年、後期高齢者の高額医療費が未払いだということで、非常にこれは、かつてないような事務的ミスだったと、そう思いますが。私は昨年の第4回定例

会の一般質問で、「職員の不適切な事務や不祥事が相次いでいると。再発防止と、職員の意識改革で進める必要があるが」と、村長に問いました。その中で、高額医療のことも、投書と申しますか、質問がございましたので、よろしくお願ひします。「私の妻が頸椎圧迫骨折により、約1カ月間、某病院に入院したが、健康保険制度の恩恵を受けたのである。当然、医療費も高額になったのであり、限度額になり、還付になる旨、病院からも指導があったので、役場から通知が来るものと思っていたが、何の連絡もないので、3カ月ぐらい過ぎて領収書を持って役場に行き係の方に事情を説明したが、納得のいく説明がないので、領収書を見せながら係の者に、前にレセプトを専門に検討する方がおりましたが、今現在どうなっているのか」ということをお伺いをいたしたいと思ひますのと、税務住民課長に、この補正予算で支払いのほうは取るということでしたけども、今現在どのようなになっているのか、お伺いをいたします。

○委員長（中村國夫君） 税務住民課長

○税務住民課長（大崎篤史君） お答えいたします。まず国保の関係で、そのレセプトのなんでしょう、見る人がいるとかというお話だったんですけども。現在は、レセプトの1次点検とって、内容ですね。病院での治療内容ですとか、あとは投薬用量とかを審査するのを、国保連のほうに委託をしております。国保連のほうで、レセプトの中身が正しいとかっていうのを判断していただいて、村のほうに結果が送られて来ます。村のほうでは、国保連が審査していますので、資格と申しますか、実際に国保に加入をしているのかとか、さかのぼって資格喪失をしていないかとかというのを見て、もし、資格喪失とかしていれば、医療機関なり、あと保険者間のやりとりで、正しい保険給付すべきものが、保険給付するように手続きを取っているところです。

あと後期高齢の関係かと思ひますけども、後期高齢のほうはレセプトにつきましては、連合が全部管理しております、高額に該当するというような場合には、後期高齢者広域連合のほうでレセプトを見て審査して、こういう方々がいるというようなリストとか、あとは通知書のひな型のほうも専用のシステムがありますので、そちらのほうに通じて送っていただきますので、村のほうではそれを確認して対象者に送るということになっております。それで、前にちょっとお騒がせしたのが、そういうのをしていないというようなことでの、現在も繰り越しで対応させていただいてますけども、高額療養費の未支給の給付ということだろう、だろうというか、それが支給の件ということでございます。

○委員長（中村國夫君） 6番、坂本豊彦委員

○6番（坂本豊彦君） この未支給額の426万が時効になった件で、今現在は、どのように進んでいるのか、お伺ひしたいと思います。

○委員長（中村國夫君） 税務住民課長

○税務住民課長（大崎篤史君） 現在のところ、まだ、未申請ということ。こちらからも勧奨等しております、対応させていただいておりますけども、まだ39件ほど、あと29万442円ほどがまだ申請されてないということですので、繰り越しのほうをお許しいただいておりますので、何度も勧奨等したり連絡をして、交付できるように努めているところでございます。

○委員長（中村國夫君） 6番、坂本豊彦委員

○6番（坂本豊彦君） あと、いろんな事務的ミスなり、私的流用なり、さまざまございまして、そのことについて13ページ、成果の。懲戒免職とか、かつてないような案件がございまして、聞いたことが私はありませんが。こういうふうな、いろんな中で、職員の研修やチェック体制なりいろいろやられていると思いますが、今後、強化して緊張感を持った仕事をしていただきたいというようなことだと思いますが、その件について、村長から一言お願いを申し上げます。

○委員長（中村國夫君） 村長

○村長（大久保勝彦君） 懲戒関係につきましては、本当に大変、また、この場をお借りまして、村民の皆さまにご迷惑をおかけしたとお詫びを申し上げたいというふうに思います。懲戒免職に限らずですね、いろいろ事務のミスというふうなことが、まあ、人でございますので、間違いはあるわけなんですけど、極力そこをなくしたいと。なくさなければならぬというふうなことで、今年度、令和7年度におきましては、去年の事案を受けまして、研修を、全職員あるいは会計年度任用職員含めて、やっただいただいているところでございました。また、これからも、この年度中に計画をしております。そういった部分で、これは長く継続してやっていかないと、なかなかその職員の意識改革というのは難しいかなというふうに思っているところでございます。いずれ村民の皆さんの信頼がないと、村政というのはなかなか進めていけないというふうに、危機感を持っているところでございます。

それから先ほどの企業会計もございまして、いろいろ、村民の皆さんにご負担を求めていかなければならない時代がすぐ来ているところでございますが、そういった中で、やはり村民の皆さんの信頼があってこそ、村政を進めれるというふうなことで思っているところでございますので、十分、職員の指導監督につきましては進めていきたい。意識改革を、職員の皆さんにお願い、求めていきたいというふうに思っているところでございます。これは、すぐできるわけでもございませぬ。教育と同じで、時間をかけなければいけないというふうに思っておりますが、そういう部分で、住民の皆さんの信頼回復に、これからも努めていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

○6番（坂本豊彦君） 以上で終わります。

○委員長（中村國夫君） ほかに、質疑ありませんか。

11 番、川戸茂男委員

○11 番（川戸茂男君） 今日、提出をいただき説明いただきました資料No.10 について、2、3 お伺いをいたします。初めに、この貸付金額の積算根拠について、使用料の、お伺いをいたします。

○委員長（中村國夫君） 総務課長

○総務課長（野辺地利之君） この財産の貸付料の、積算根拠についてでございますが、これは九戸村行政財産使用料条例というのがございまして、その中で、「基本使用額は、適正な時価による財産価格、近隣の同様の土地の種別でございますが、その財産価格に 100 分の 5 を乗じて得た額により算出するものとする」ということになってございます。それに基づきまして、算出しているものでございます。

また電柱ですとか電波塔などにつきましては、電気通信事業法に基づいた額ということで定められております。以上でございます。

○委員長（中村國夫君） 11 番、川戸茂男委員

○11 番（川戸茂男君） ありがとうございます。それから、令和 2 年度から 5 年分、調整をいただきました。お手数かけてすみません。ありがとうございます。それで説明にもありましたように、ほとんどは継続している貸付地だというふうなことでしたが、中身を見てみますと、整理番号の 10 番と 11 番。これは長い間、以前に少し問題のあった土地のようですが、ここが令和 4 年度から今年度までになっています。令和 3 年度以前は、どのように扱われたのかと。それからこの表の面積の欄でしたが、2 万 1,457 平方メートルは、この 10、11 両方分で 2 万平方メートル。個々に 2 万 1,457 平方メートルか、そこも併せて確認をしたいと思えます。

○委員長（中村國夫君） 総務課長

○総務課長（野辺地利之君） 資料の、ここで言いますと、契約者法人 L と M の部分でございますが、工業団地でございます法人でございます。こちらにつきましては委員ご指摘のように、令和 4 年度になるまで村と土地の賃貸借契約をなかなか結べていなかったということで、たびたびご指摘をいただいている法人でございました。こちらにつきましては、令和 4 年の 8 月に村とそれぞれの法人とで、土地の賃貸借契約を締結をさせていただきますと、令和 4 年度以降は賃借料を支払っていただいているというものでございます。なお令和 4 年度につきましては、8 月の契約でございましたので、日割り計算ということで、若干少ない額になっております。

また、契約以前の部分につきましては、最大さかのぼれる 5 年間分を、賃料相当の損害金として、令和 4 年度に契約を締結しました。その賃借料の 5 年分、掛ける 5 ということで、一括でお支払いをしていただいているというところでござ

います。

また、最後に、この面積の部分でございます。大変失礼をいたしました。同じ 2万 1,457 平米ということで、ついておりますが、それぞれ面積がありまして。最初の上のほうですので、法人Lのほうにつきましては、1万 4,872 平米。そして、その下、法人Mのほうにつきましては、これのうち 6,584 平米というものでございました。大変失礼しました。以上でございます。

○委員長（中村國夫君） 11 番、川戸茂男委員

○11 番（川戸茂男君） ありがとうございます。今現在は収入未済もなく、適正に貸し付け、それから料金回収が行われているようでございます。今後も時効によって、村が損失を受けるようなことのないような取り扱いをしていただければいいと思います。以上で終わります。ありがとうございます。

○委員長（中村國夫君） ほかに、質疑ありませんか。

9 番、保大木信子委員

○9 番（保大木信子君） 成果の 98 ページの、スポーツ少年団の全国大会に出場する助成なんですけども、全国大会もなんですけども。できれば、今後、東北大会っていうのも、山形とか福島とかになると、前に宿泊しなければいけないし、いろんなことで子どものための費用がかかってしまうので、できればその東北大会まで、少ない子どもたちなので、援助してあげられるような体制をつくってはいただけないものかということをお伺いしたいです。

○委員長（中村國夫君） 教育次長

○教育次長（松浦拓志君） ありがとうございます。全国大会の補助金に関して、もっと大会の対象を狭めて東北大会までというご意見でございました。まだうちのほうでそういったことを、現状、具体的な検討を行っているではありませんけれども、ただ今の委員さんのご意見を踏まえまして、今後内部で検討してまいりたいと考えます。以上です。

○委員長（中村國夫君） よろしいですか。

（「はい」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） ほかに、ございませんか。

1 番、大崎優一委員

○1 番（大崎優一君） 消防のことなんですけども、今、15 個分団あって、何人の消防団員が所属をしているのか、それをお聞きします。

○委員長（中村國夫君） 総務課長

○総務課長（野辺地利之君） 消防団員につきましては、令和 6 年度末の時点で、全体で 257 人となっております。ただ、そのうち 40 人の方につきましては、機能別消防団員でございます。機能別消防団員を除きますと、217 人という状況でございます。以上です。

- 委員長（中村國夫君） 1番、大崎優一委員
- 1番（大崎優一君） それで、217人あるわけですけども。実際、言えば失礼ですけど、動けるっていうか、活動ができる状態っていうのは、何個分団ありますか。
- 委員長（中村國夫君） 総務課長
- 総務課長（野辺地利之君） 実際に活動できる分団ということでございますが、分団によってということではございますが、やはり少ない分団も中にはございます。分団の団員数が7人という分団も複数ございまして、なかなか厳しい状況ではございます。ただ、その方々で、何とか活動をしていただいているという状況でございます。
- 委員長（中村國夫君） 1番、大崎優一委員
- 1番（大崎優一君） それで、あまり少なくなれば、出動もできなくなるわけですよ。4人以上いなければ、とてもじゃないけども、機能果たせないっていう。そうすると、人数が少ないところは、ある程度、2個分団一緒になって活動するとかっていうことも、考えられるわけですよ。そうすると、火災非常時には、機能を果たすためには、二つでも三つでも、一緒になって動くような状況もつくらなければならないこともあるかと思う。それで今、15個分団あるわけですけども、その消防の組織の再編といいますか、ある程度人数まとまった状態にしておかないと、非常時には大変なことになるわけですよ。その辺は、どうお考えですか。
- 委員長（中村國夫君） 総務課長
- 総務課長（野辺地利之君） 消防団の組織のあり方といいますか、についてでございますが、これについては、まだ具体的な検討はまだ入ってはおりませんが、先日、消防団長も新しい消防団長になりまして、その際に、若干話をしたのは、将来的に、なかなか、それぞれの分団の維持が難しいということで、そういった組織のあり方、再編も含めて、そういったのも将来的に考えていかなければならないなという話はしております。今後、ちょっとその辺につきましては、検討させていただきたいということでございます。
- 委員長（中村國夫君） よろしいですか。
（「はい」の声あり。）
- 委員長（中村國夫君） ほかに、質疑ありませんか。
2番、久保えみ子委員
- 2番（久保えみ子君） 一つは、水道事業所のところですけども、PFOSの検査っていうのを私、今年初めて知ったんですが。この委託料というのも、かなりの金額になってはいますが、これは毎年ですか。それとも、何年かに1回の検査になりますか。

- 委員長（中村國夫君） 水道事業所長
- 水道事業所長（下高山朋徳君） 先ほどの決算書の説明でご説明しました、500 幾らという水質分析の委託料ですが、これはピーファスだけでなく、法定検査に係る性質分析、全てを含んで年間でこの分になっております。ピーファスだけという資料はちょっと、今、手元にはございませんが、全体の水質分析分だということをお願いします。
- 委員長（中村國夫君） 2番、久保えみ子委員
- 2番（久保えみ子君） そうすれば、この検査はまず、毎年行っているということですか。
- 委員長（中村國夫君） 水道事業所長
- 水道事業所長（下高山朋徳君） はい。そのとおりでございます。
- 委員長（中村國夫君） 2番、久保えみ子委員
- 2番（久保えみ子君） ちょっと別な質問をさせていただきますけども、村長さんにちょっと、お伺いしたいことです。先日の一般質問の中で、中村議員の答弁の中で、「小学校が1校になり、友だちがたくさんできて良かったという子どもたちの声を聞いている」と答弁されていましたが、中には不登校だったり、登校しても馴染めなかったり、そういう子の中には、私の一般質問でも言いましたけども、「安心して学校に行けるように、村内にある旧小学校の校舎を活用して、小規模校を希望する子どもたちの小学校か分校をつくってほしい」という声が、子どもからも保護者からもありますよと。このような要望にも真剣に向き合う姿勢こそが、子どもたちの教育環境の整備には必要になっていると思います。1人も取り残さない教育環境が大事だと思いますが、このことについて、村長はどのようにお考えですかということ、まず、一つ伺いたいです。
- 委員長（中村國夫君） 村長
- 村長（大久保勝彦君） 一般質問でも、再質問でしたか、ご発言があったと、（「再質問できなかったんです」の声あり。）
- 村長（大久保勝彦君） そうでしたか。私は、そういうお話を今、初めてお聞きしました。それで、今、もしそういうふうな方で、お話を聞けるということであれば、ぜひ、私、移動村長室をやっておりますので、ぜひお声がけいただきたい。お話は十分聞いていきたいというふうに思っております。ただ、その部分については、教育委員会のほうで何かあるかな、不登校とかそういうの。
- 委員長（中村國夫君） 教育次長
- 教育次長（松浦拓志君） 不登校の児童は、この間の一般質問でも申し上げましたとおり、現在おりません。学校不適應といわれる子どもたち、つまりクラスに馴染めないとか、人間関係でちょっと悩んでるとか、家の、生活のリズムが乱れて、ちょっと体調不良で学校に行けないとか、こういった子どもたちも以前に比

べて、今の九戸小学校で、非常に改善傾向が見られるというお話もさせていただきました。先日、川戸議員からの一般質問にも、あれは、山田町でしたか、船越小学校の例を挙げられて、その不登校とか、学校不適應の子どもたちが通う教育支援施設というものがあるというお話がありました。それで、われわれも、ちょっと検討していかなければならないというのは、そういう、新たな小規模校をつくるとか、分校をつくるとかというのではなく、そういう、学校に適應できない子どもたちを受け入れる教育支援センター、昔は適應指導教室といわれたものですけれども、そういったものの設置を検討して、例えばそこに行って勉強を、学びも確保する。そうすると、学校の出席日数にも加えることができるというような、そういった施設を検討していかなければならないかなと、考えているところでございます。以上です。

○委員長（中村國夫君） 2番、久保えみ子委員

○2番（久保えみ子君） その施設を考えていくということは、村でそういうふうな施設を考えるって意味ですか。それともある所に、子どもたちを送ってとかっていう話ですか。

○委員長（中村國夫君） 教育次長

○教育次長（松浦拓志君） すみません。それを検討するというのは、村で設置すること。それも、今、空き校舎というものもありますので、そういったものの活用も含めて、検討していきたいということでございます。以上です。

○委員長（中村國夫君） 2番、久保えみ子委員

○2番（久保えみ子君） 先ほど、村長が初めて聞きましたって言いましたけども、私、一般質問でそのことを質問しているんですよ、実は。

（「そうでしたか。失礼しました」の声あり。）

○2番（久保えみ子君） それはそれで、よろしいですけども。いずれ、まず一つは、これからの学校づくり、教育環境という点では、私の一般質問の中でもお答えをいただいていますけども、「保護者をはじめ、村民の方々の意見を聞くことは重要であるというふうに考えております」という村長さん、答弁していらっしゃいます。また、「子どもの意見も酌み上げることも、教育委員会で検討していただきたい」と答えられています。今度、先ほど村長さんも言いましたように、移動村長室を開催するようですので、いろんな方面からの、村民が判断できるような検討材料をそろえて、移動村長室をやっていただきたいし、そして、十分な説明と意見を聞くことをやっていただきたいと思っておりますので、その点は十分な意見を聞くような姿勢で臨んでいただきたいと思います。以上です。

○委員長（中村國夫君） 村長

○村長（大久保勝彦君） 私が始めました移動村長室は、私、行政のほうからの、特定のテーマを持ってやることもそのとおりなんですけど、一般の村民の方々が、

「村長と懇談したい」、あるいは「意見交換をしたい」というふうな申し出があれば、それはいつでも私の時間を、許す限りですね、村民の意見を聞いていきたいというのは、そのとおりでございます。そのような意味での移動村長室でございますので、どうぞ、その辺をPRしていただきながら、村長と、そういうふうな意見交換をしたいということであればですね、受けていきたいというふうに思っておりますので、よろしくどうぞお願いします。

○委員長（中村國夫君） 2番、久保えみ子委員

○2番（久保えみ子君） そうすれば、その移動村長室っていうのは、いつそれ、この日に、この場所でやりますよというようなかたちではなく、ですか。これからやる移動村長室っていうのは。

○委員長（中村國夫君） 村長

○村長（大久保勝彦君） 今、議会のほうでも、住民懇談会やっていらっしゃると思います。そういうふうな申し込みを受けて、住民のほうから申し込みがあれば、日程を調整させていただきながら、準備をしながら、進めて行くということになると思います。そういうイメージで、私は移動村長室ということで、村民の皆さんとの話、対話をしたいというふうなことでの設けた部分でございますので、こちらから一方的にこちらでやるということでもなくて、住民の皆さんからも、「村長と身近にお話したい」ということであれば、日程調整をしながら、で、こういうテーマで、村長と話をしたいということであれば、それはそれでまたよろしいかと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（中村國夫君） よろしいですか。

（「分かりました」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） ほかに、ございませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 質疑がないようですので、これで総括質疑を終わります。

以上をもちまして、議案第7号「令和6年度九戸村一般会計歳入歳出決算認定について」から、議案第15号「令和6年度九戸村下水道事業会計決算認定について」までの、議案9件についての審査が終わりました。

ここで、10分間休憩いたします。35分から再開しますので、よろしくお願ひいたします。

休憩（午前11時23分）

再開（午前11時32分）

◎議案第7号から議案第15号までの討論・採決

○委員長（中村國夫君） 会議を再開いたします。

お諮りいたします。これから議案第7号「令和6年度九戸村一般会計歳入歳出

決算認定について」から、議案第15号「令和6年度九戸村水道事業会計決算認定について」までの議案9件は、順次、討論、採決したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○委員長(中村國夫君) 異議なしと認めます。

議案9件は、順次討論、採決いたします。

◎議案第7号の討論・採決

○委員長(中村國夫君) 最初に、議案第7号「令和6年度九戸村一般会計歳入歳出決算認定について」、討論を行います。

討論ありませんか。

(「委員長、2番」の声あり。)

○委員長(中村國夫君) 討論がありますので、これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「委員長、2番」の声あり。)

○委員長(中村國夫君) 2番、久保えみ子委員

○2番(久保えみ子君) 議案第7号「令和6年度九戸村一般会計歳入歳出決算認定について」、反対の立場で討論します。

物価高騰が止まらない中で、小規模事業者の皆さんは苦しい経営の中でも、非正規を含む従業員の賃金を上げられるものなら上げたいと真剣に考えています。そこに寄り添って支援するのが、政治というものではないでしょうか。とりわけ、九戸村の村民所得は、若い世代も高齢者も、とても低い状態にあります。こうした地域間格差も重大な問題です。九戸村においても少子化の行方が議論されていますが、明日の生活の保障がないのに、子どもを産み育てることができるでしょうか。物価高騰を上回る賃上げができるような支援が、政治の責任として求められています。暮らしへの不安が大きくなっている下で、村民の暮らしを守るための政策が停滞していると思います。前晴山村政が、具体的に、全県に先駆けて実行した学校給食費の無償化、子ども手当の支給、高齢者の無料バス、各分野への物価高騰対策など進めたように、村民の暮らしを守ることに、さらにもっと取り組むことが求められていましたが、村民の暮らしに寄り添った政策が進められなかったと思います。村民の暮らしを守ることを優先する村政にしなければならないことを強く求め、「令和6年度九戸村一般会計歳入歳出決算認定について」、反対いたします。以上で討論とします。

○委員長(中村國夫君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに、討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

- 委員長（中村國夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、議案第7号を採決いたします。
この採決は、起立によって採決いたします。
本案は、原案のとおり認定すべきものと決定することに、賛成の方は起立願います。

（賛成者が起立をする）

- 委員長（中村國夫君） 着席願います。
起立多数であります。
従って、議案第7号「令和6年度九戸村一般会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定すべきものと決定されました。

◎議案第8号の討論・採決

- 委員長（中村國夫君） 次に、議案第8号「令和6年度九戸村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、討論を行います。
討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 委員長（中村國夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、議案第8号について採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり認定すべきものと決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

- 委員長（中村國夫君） 異議なしと認めます。
従って、議案第8号「令和6年度九戸村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定すべきものと決定されました。

◎議案第9号の討論・採決

- 委員長（中村國夫君） 次に、議案第9号「令和6年度九戸村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、討論を行います。
討論ありませんか。

（「委員長、2番」の声あり。）

- 委員長（中村國夫君） 討論がありますので、これより討論を行います。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（「委員長、2番」の声あり。）

- 委員長（中村國夫君） 2番、久保えみ子委員
○2番（久保えみ子君） 議案第9号「令和6年度九戸村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、反対の立場で討論します。

後期高齢者医療保険制度は、75歳という年齢を重ねただけで、今まで入っていた国保や健保から外され、保険料は年金天引きされ、払えない高齢者からは保険証を取り上げる。そして健康診断から外来入院まで、あらゆる段階で75歳を超えたというだけで、安上がりの差別医療が押し付けられる、ひどい差別制度です。保険料は2年ごとに見直され、令和6年度においても値上げされました。「国保より高くなった」という声もありました。この制度が存続すればするだけ、保険料が天井知らずに連続的に値上げされていきます。際限のない保険料値上げと差別医療のこの制度が、高齢者を苦しめています。元の老人保健制度に戻し、保険料や窓口負担を軽減し、高齢者が安心して医療が受けられる体制にしていくべきです。今の後期高齢者医療保険制度のあり方が問題だと考えます。このことから、議案第9号「令和6年度九戸村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、反対討論とします。

○委員長（中村國夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに、討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第9号を採決いたします。

この採決は、起立によって採決いたします。

本案は、原案のとおり認定すべきものと決定することに、賛成の方は起立願います。

（賛成者が起立をする）

○委員長（中村國夫君） ご着席願います。

起立多数であります。

従って、議案第9号「令和6年度九戸村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定すべきものと決定されました。

◎議案第10号の討論・採決

○委員長（中村國夫君） 次に、議案第10号「令和6年度九戸村索道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第10号について採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり認定すべきものと決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 異議なしと認めます。

従って、議案第 10 号「令和 6 年度九戸村索道事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定すべきものと決定されました。

◎議案第 11 号の討論・採決

○委員長（中村國夫君） 次に、議案第 11 号「令和 6 年度戸田財産区特別会計歳入歳出決算認定について」、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 11 号について採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり認定すべきものと決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 異議なしと認めます。

従って、議案第 11 号「令和 6 年度戸田財産区特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定すべきものと決定されました。

◎議案第 12 号の討論・採決

○委員長（中村國夫君） 次に、議案第 12 号「令和 6 年度伊保内財産区特別会計歳入歳出決算認定について」、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 12 号について採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり認定すべきものと決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 異議なしと認めます。

従って、議案第 12 号「令和 6 年度伊保内財産区特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定すべきものと決定されました。

◎議案第 13 号の討論・採決

○委員長（中村國夫君） 次に、議案第 13 号「令和 6 年度江刺家財産区特別会計歳入歳出決算認定について」、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○委員長(中村國夫君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第13号について採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり認定すべきものと決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○委員長(中村國夫君) 異議なしと認めます。

従って、議案第13号「令和6年度江刺家財産区特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定すべきものと決定されました。

◎議案第14号の討論・採決

○委員長(中村國夫君) 次に、議案第14号「令和6年度九戸村水道事業会計決算認定について」、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○委員長(中村國夫君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第14号について採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり認定すべきものと決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○委員長(中村國夫君) 異議なしと認めます。

従って、議案第14号「令和6年度九戸村水道事業会計決算認定について」は、原案のとおり認定すべきものと決定されました。

◎議案第15号の討論・採決

○委員長(中村國夫君) 次に、議案第15号「令和6年度九戸村下水道事業会計決算認定について」、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○委員長(中村國夫君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第15号について採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり認定すべきものと決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○委員長(中村國夫君) 異議なしと認めます。

従って、議案第15号「令和6年度九戸村下水道事業会計決算認定について」は、

原案のとおり認定すべきものと決定されました。

◎閉議の宣告

○委員長（中村國夫君） 以上をもって本日の日程は、すべて終了いたしました。
お諮りいたします。本委員会に付託されました事件は、すべて審査を終了いたしました。

従って、決算審査特別委員会は、本日をもって閉会にいたしたいと思います。
これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 異議なしと認めます。

従って、決算審査特別委員会は本日で、閉会とすることに決定いたしました。
これで会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○委員長（中村國夫君） 以上をもちまして、決算審査特別委員会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会（午前 11 時 47 分）